

(仮称)アーバンスポーツイベント2023企画・運営等業務  
基本仕様書

1 業務名

(仮称)アーバンスポーツイベント2023企画・運営等業務

2 業務の目的

F I S E広島大会や東京2020オリンピックを通じた市民のアーバンスポーツへの関心の高まりを契機に、国内初のF I S E開催都市としての強みを生かすとともに、誇りを将来に渡ってレガシーとして残していくため、スケートボードを始め複数のアーバンスポーツが同時に楽しめる普及とマナーの啓発を兼ねるイベントを実施し、スポーツを通じたまちの活力創出を図るとともに、将来的にこうしたイベントを各競技団体の主催により実施できるよう競技団体の育成を図る。

3 契約期間

契約締結の日から令和6年1月26日(金)まで

4 業務の内容

(1) 「(仮称)アーバンスポーツイベント2023」イベント実施運営等(設営・撤去を含む。)

ア 名称

(仮称)アーバンスポーツイベント2023

イ 開催日等

令和5年11月23日(木・祝) 午前10時から午後4時まで

(予備日:令和5年11月25日(土) 午前10時から午後4時まで)

ウ 会場

HIROSHIMA GATE PARK アーバンアクティビティサイト  
(旧広島市民球場跡地イベント広場)

(

アーバンアクティビティサイト北【約1,100㎡】
アーバンアクティビティサイト東【約1,250㎡】

)

エ 連携するアーバンスポーツ団体

- ・ 一般社団法人広島スケートボード協会
- ・ 公益財団法人日本体操協会パルクール委員会
- ・ 一般社団法人全日本フリースタイルBMX連盟

オ 後援又は協力(予定)

一般社団法人日本アーバンスポーツ支援協議会

カ イベント概要

競技ごとの複数の競技ブースを設け、次の内容の催しを実施すること。

- (ア) 上級者によるデモンストレーションイベント、トークイベント
- (イ) 中・上級者によるコンテスト

- (ウ) 初心者、未体験者による体験イベント
  - (エ) その他
- (2) イベント実施に係る企画・広報等
- ア イベント内容の決定
    - 受注者からの提案内容を基本に、必要に応じてアーバンスポーツ団体等の意見を徴し、発注者と受注者が協議の上、本イベントの開催内容を決定する。
    - 発注者は、本イベントの充実に資する内容となるよう、発注者のノウハウを最大限生かした開催内容とすること。
  - イ 事務局運営
    - 出演者及び参加者等の問合せ等、開催に係る対応を行う。
  - ウ イベント実施に係る広報等
    - 本イベント来場者の増加につながる本イベントのPR活動を実施する。
    - (ア) ホームページ又はSNSによる広報
      - 本イベント開催を広く告知する内容とするとともに、デモンストレーションに出演するプレーヤーの紹介やイベント内容等を掲載し、本イベントの充実にに向けたPRを行う。
    - (イ) 初心者体験会の事前参加予約への対応
      - インターネットを活用した事前予約を行う。
    - (ウ) 本イベントPR用広告物の作成等
      - 本イベントの開催及び内容等を効果的にPRするためのリーフレット等を作成し配布するほか、業界誌等への掲載による広報を行う。
  - エ その他
    - 業務に必要な内容として、独自の提案等があれば提案の上実施する。
- (3) 各競技団体との連携
- 本イベント実施において必要なアーバンスポーツ団体等と連携体制を構築する。
- (4) 次年度以降の実施に向けた取組
- ア 資金調達等ノウハウの伝承
    - 本イベントをアーバンスポーツ団体等が主体となり将来に継続していくため、イベントの企画・運営及び資金調達の方法など、受注者のノウハウをアーバンスポーツ団体等に伝承する。
  - イ アーバンスポーツイベント実施内容のPR
    - 本イベント実施後、上級者によるデモンストレーションイベント等の様子を使用して、次年度以降に向けたPRを行う。
  - ウ アンケートの実施、分析
    - 本事業の効果測定のため、出演者・来場者を対象としてアンケートを実施し、集計及び分析を行う。なお、アンケートの内容は発注者と協議の上、決定する。
- (5) 特記事項
- ア 本業務に係る発注者との打ち合わせは、業務着手時や出演者の手配、参加者募集、イベントの実施前など、適宜かつ十分に行い、円滑な業務実施に努めること。
  - イ 本イベントの実施後は、開催場所の現状復旧を行うこと。

- ウ 本イベントの実施に伴う開催場所の使用許可等の手続きについては、開催場所の各管理者に対し適切に、受託者自ら使用許可申請を行い、その許可を得た上で、必要な料金等を納入することを原則とする。また、飲食販売等の実施を希望する場合は、事前に実施の可否を各管理者に相談すること。
- エ 本業務を実施するに当たり必要な経費は受託者の負担とし、参加費として初心者体験会イベント等の参加者から料金を徴収してもよいが、収益は、本イベントの充実のために使用するなど、アーバンスポーツの振興のために利用するよう努めるものとする。
- オ 本イベントで水道及び電気等を使用する場合は、原則として受託者が自ら確保する。
- カ 各種団体等から協賛を得ることは可能とする。なお、特定の企業による自社の宣伝や商品の広告だけを目的としないこと。
- キ 関係者との調整、苦情対応等については、自らの責任において行うこと。
- ク 参加者の補償及び第三者等に損害を与えた場合の損害賠償の履行に備え、傷害保険及び賠償責任保険等の保険に加入する。また、保険加入後は保険証書の写しを提出する。
- ケ 本業務において、宗教・政治を目的とする活動は行わないこと。
- コ 本イベントの実施に当たっては、発注者と受託者が協議の上、開催時の状況に応じた新型コロナウイルス感染症防止対策を確実に実施した上で行うこと。

## 5 実施報告等

- (1) 実施計画書  
契約締結後、速やかに実施計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
- (2) 実施報告書  
業務の実施状況等、実施報告を行う。  
(イベント実施実績、広報周知活動実績、アンケート結果など)
- (3) 今後の取組の継続に係る提案書  
今後、アーバンスポーツが普及促進していくために、行政が取り組むべきことへの提案。

## 6 留意事項

- (1) 関係法令・条例等を遵守すること。
- (2) 広島市個人情報保護条例を遵守の上、個人情報の取扱いについては細心の注意を払うこと。また、本業務に従事する者については、事前に守秘義務の遵守を徹底すること。本業務終了後も同様とする。
- (3) 本業務の実施に際し、発注者に提出された実施報告等の権利は、全て発注者に帰属するものとし、発注者の承認を得ずして公表、貸与、使用等をしてはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、第三者に与えた損害は受託者の責任において処理すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、その都度、発注者及び受託者が協議の上、定めるものとし、協議後は受託者が協議録を作成し、発注者に提出すること。